

「新潟水俣病福祉手当支給要綱」について

被害者団体からの福祉手当支給要綱の見直し要請に係る対応について

1 経過

○令和6年2月6日 被害者団体が2回目の「新潟水俣病福祉手当支給要綱」の見直し要請被害者団体（新潟水俣病阿賀野患者会、新潟水俣病共闘会議）が、新潟水俣病施策推進審議会（以下「審議会」とする。）宛に「新潟水俣病福祉手当支給要綱」に定める受給資格の見直しを求める要請書を提出

別紙1：条例等関係資料「新潟水俣病福祉手当支給要綱」

別紙2：改めて「新潟水俣病福祉手当支給要綱」の見直しを求める要請書

○令和6年2月15日 第14回審議会

上記の要請書の取扱いについて意見交換

会長と事務局（県生活衛生課）が相談した上で、議論の進め方について委員に諮ることと整理された。

○令和7年3月13日 第15回審議会

福祉手当の制度創設時の経緯や令和元年に審議会として県に提出した意見書の結論を踏まえたうえで、福祉手当支給要綱の見直しを検討すべき状況にあるか審議したが、一定の取りまとめに至らなかった。

○令和8年1月5日 第16回審議会

これまでの議論を踏まえた、県としての対応施策（案）について事務局から提案があり、総論として県の施策（案）について、審議会として支持することとした。

2 対応

本日の審議会においては、第16回審議会の議論を踏まえた県としての施策（案）の内容について事務局から説明する。

別紙3：「福祉施策拡充に向けた県の施策」について

新潟水俣病患者に係る新潟水俣病福祉手当支給要綱

平成 21 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、新潟水俣病地域福祉推進条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、新潟水俣病患者に対して新潟水俣病福祉手当（以下「福祉手当」という。）を支給することにより、新潟水俣病患者の療養及び健康管理等に係る経済的負担の軽減を図り、もってその者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「新潟水俣病患者」とは、新潟水俣病地域福祉推進条例（平成 20 年新潟県条例第 38 号）第 2 条に規定する新潟水俣病患者をいう。

(受給資格)

第 3 条 福祉手当の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、新潟水俣病患者であって、次の各号のいずれかに該当することにより通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性のある者であり、かつ別表 1 に定める症状（その原因が明らかである者を除く。）を有すると認められる者とする。

- (1) 昭和 40 年 12 月 31 日以前に、対象地域（別表 2 に定める地域をいう。）に相当期間居住しており、かつ阿賀野川の魚介類を多食したと認められる者
- (2) 昭和 40 年 12 月 31 日以前に、阿賀野川の魚介類を多食したと認められる者であって、知事が適当と認める者

2 前項の規定に関わらず、旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和 44 年法律第 90 号）第 3 条第 1 項又は公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号。以下「公健法」という。）第 4 条第 2 項の規定による水俣病に係る認定を受けた者（水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法（昭和 53 年法律第 104 号）第 5 条第 1 項の規定により公健法により認定を受けたものとみなされた者を含む。）には福祉手当を支給しない。

(申請)

第 4 条 福祉手当の支給を受けようとする者は、新潟水俣病福祉手当支給申請書（別記第 1 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、原則としてその者の住所地を管轄する市町村を経由し、知事に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し
 - (2) 戸籍の附票又は消除された戸籍の附票(昭和 40 年 12 月 31 日以前の居住歴がわかるもの)
 - (3) 魚介類摂取等申立書(別記第 2 号様式)
 - (4) 別表 1 に定める症状についての、知事が定める要件に該当する医師の、所定の記載事項を満たす提出診断書(別記第 3 号様式)もしくはそれに準ずると知事が認める資料
- 2 福祉手当の支給を受けようとする者のうち次の各号に掲げる者が申請する場合に当たっては、知事は、前項各号に掲げる書類の提出を省略させることができるものとする。
- (1) 水俣病総合対策実施要領(平成 8 年 1 月 12 日環保企第 14 号環境保健部長通知)に定める医療手帳、保健手帳及び水俣病被害者手帳の交付を受けた者、かつ交付を受けたことのある者又は交付できる要件を満たす旨の通知を知事から受けている者
 - (2) 前項の水俣病総合対策実施要領に定める救済措置の対象又は療養費の対象となることを求める申請を行っている者
- 3 第 1 項第 4 号の提出診断書を作成する医師は、次の各号のいずれかを満たす者とする。
- (1) 次に掲げる要件をいずれも満たす者
 - ア 現在、神経内科、神経科又は精神科のある医療機関に在籍していること。
 - イ 一定の施設基準を満たす医療機関に 3 年以上在籍した経験を有し、かつ、1 年以上の臨床神経学的診療経験を有すること。
 - (2) 水俣病の診断について相当程度の経験を有すると知事が認める者
- 4 第 1 項第 4 号の提出診断書に準ずると知事が認める資料は、次のとおりとする。
- (1) 水俣病に係る認定申請に対する審査に供された検診資料
 - (2) その他知事が提出診断書に準ずると認める資料

(決定)

- 第 5 条 知事は、前条の申請を受理したときは、審査(前条第 2 項第 1 号の場合を除く)の上福祉手当の支給又は不支給の決定をし、支給の決定をした場合は、新潟水俣病福祉手当支給決定通知書(別記第 4 号様式)により申請者に通知するものとする。
- 2 知事は、前項の審査を行うにあたっては、あらかじめ、医学的見識を有する者の意見を聴くことができる。
 - 3 前条の申請に対して第 1 項の審査で不支給の決定を受けた者は、当該申請時と

症状に変化が生じた場合等には、再度、前条の申請をすることができる。

（支給額及び支給期間）

第6条 福祉手当の額は、月額7,000円とする。

2 福祉手当の支給は、申請のあった日の属する月の翌月から始め、受給資格者が、次の各号のいずれかに該当するに至った日の属する月で終わる。

(1) 第3条第2項に該当するに至ったとき

(2) 第3条第1項に規定する者に係る感覚障害又は自覚症状の原因がメチル水銀に曝露したことによるものではないことが明らかになったとき

(3) 死亡したとき

(4) その他知事が福祉手当の支給が適当でないと認めたとき

（支給期月）

第7条 福祉手当は、毎年2月末日、6月末日、10月末日に、それぞれ前月までの分を支払う。ただし、福祉手当を支給すべき事由が消滅した場合に伴う未払い金が生じた場合は、原則として随時支払うものとする。

2 前項本文の場合において、福祉手当を支払うべき日が金融機関の休日にあたる場合は、その日前において最も近い金融機関営業日を支給日とするものとする。

（届出の義務）

第8条 福祉手当の支給の決定を受けた受給資格者は、住所もしくは氏名等に変更があったときは、新潟水俣病福祉手当受給資格者住所等変更届（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

2 受給資格者又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、第6条第2項の各号に該当するに至ったことにより福祉手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、新潟水俣病福祉手当受給資格喪失届（別記第6号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

3 福祉手当の支給を受けるべき事由が消滅したにもかかわらず、福祉手当の支給を受けた者は、それらを知事に返還しなければならない。

（不正利得の徴収）

第9条 偽りその他不正の手段により福祉手当の支給を受けた者があるときは、知事は、支給した額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

(不支給の理由の開示)

第 10 条 第 5 条の規定により福祉手当の不支給の決定の通知を受けた者は、その理由の説明を求めることができる。

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

①四肢末梢優位の感覚障害を有すると認められる者

②全身性の感覚障害又は四肢末梢優位の乖離性の感覚障害を有すると認められ、かつ以下のいずれかの自覚症状が問診により認められる者

- しびれ ●ふるえ ●カラス曲がり（こむら返り）・痙攣 ●見える範囲が狭い・はっきり見えない
- 耳が遠い・耳鳴り ●味覚・嗅覚異常
- 言葉を正確に発せない ●めまい・立ち眩み ●つまずきやすい・ふらつく
- 物を落としやすい・手足の脱力感

別表 2

新潟市の区域（公健法第 2 条第 2 項の規定による第 2 種地域として、同法施行令第 1 条の規定により定められている区域に限る。）

2024年2月6日

新潟水俣病施策推進審議会 御中

新潟水俣病阿賀野患者会

会長 山崎 昭正

新潟水俣病共闘会議

議長 中村 洋二郎

連絡先 新潟水俣病共闘会議 高野秀男

TEL 025-281-2466

改めて「新潟水俣病福祉手当支給要綱」の見直しを求める要請書

【要請事項】

平成 21 年 4 月 1 日制定の新潟水俣病患者に係る新潟水俣病福祉手当支給要綱の受給資格を見直すこと。

【要請理由】

- 1 新潟県は、新潟水俣病地域福祉推進条例において、福祉手当の支給対象たる被害者を「新潟水俣病の原因であるメチル水銀が蓄積した阿賀野川の魚介類と摂取したことにより、通常のレベルを超えるメチル水銀にばく露した方であって水俣病の症状を有する方」としているが、その下位規定である福祉手当支給要綱においては受給資格を「昭和 40 年 12 月 31 日以前に対象地域に相当期間（1 年）居住」と定めており、昭和 41 年 1 月 1 日以降の居住ないし昭和 41 年 11 月末日以降出生した人たちは対象外になっている。
しかし、昭和 41 年 1 月 1 日以降からの曝露者についても、阿賀野川の魚介類を多食して四肢の感覚障害がある方々が相当数存在し、多くの調査研究によっても阿賀野川の魚介類を多食すると人体に影響を及ぼす程度の水銀汚染が続いていたことが明らかである。したがって、「昭和 40 年 12 月 31 日」で期限を切るとは、阿賀野川の汚染実態と大きくかけ離れていると言わざるを得ない。
- 2 このため、阿賀野患者会と共闘会議は 2015 年 12 月に、貴審議会に福祉手当受給資格の要件を見直すよう要請し、「新潟県が行った調査・行政指導の実例」や「研究者の疫学調査結果」等の資料を提示してきた。しかし、同審議会は 2019 年 6 月に「現時点においては、国の（総合対策医療事業の）基準の援用を継続せざるを得ない」として、要件の見直しを否定した。
- 3 これに対し、患者会と共闘会議は、審議会の同意見書に対して同年 6 月 28 日別紙添付の「再考を求める要請書」を審議会の委員と新潟県・市に送付した。
同要請書でも触れたが、司法判断においては、平成 29（2017）年 11 月 29 日新潟水俣病抗告第 1 次訴訟東京高裁判決は昭和 48 年まで水俣病を発症することもありえた、また平成 30（2018）年 3 月 23 日新潟水俣病第 3 次訴訟東京高裁判決は、曝露可能期間は昭和 34 年頃から昭和 51 年頃までと判断している。

そして大阪地裁は昨年 9 月 27 日、特措法で住んでいた「地域」や「年代」で対象外とされていた原告 128 人全員を水俣病と認定する判決を言い渡したが、「年代」については国が、曝露可能期間をチッソが有機水銀の排水を止めた翌年の昭和 44 年 11 月末までと主張したことに対して「少なくとも水俣湾に仕切り網が設置された昭和 49 年 1 月までにその近くでとれた魚を多く食べた人については、水銀の摂取が認められる」として、国の主張および特別措置法にもとづく救済措置の基準（熊本においては昭和 43 年 12 月 31 日、また、新潟においては昭和 40 年 12 月 31 日）を否定したものである。

なお、特措法の定める「救済措置の方針」における対象者は「過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、かつ、四肢末梢優位の感覚障害を有する者及び全身性の感覚障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者」であり、上記の期間制限は閣議決定にもとづくもので、法令と言えるものではない。

- 4 新潟水俣病地域福祉推進条例は、被害者を「新潟水俣病の原因であるメチル水銀が蓄積した阿賀野川の魚介類と摂取したことにより、通常のレベルを超えるメチル水銀にばく露した方であって水俣病の症状を有する方」として、被害者を社会全体で支えるという精神に立脚し、国の施策を一步進めようとするものであって、それによる施策の柱である肝心の福祉手当支給要綱においてのみ受給資格を国の基準ないし見解に従うことの根拠は何もないのである。

よって、貴審議会におかれては、この受給資格について阿賀野川の汚染と被害の実態を直視した正しい基準にもとづいて見直すよう強く求めるものである。

福祉施策拡充に向けた県の施策について

これまでの審議会での議論を踏まえて、県としても被害者団体からの要請があること、更なる福祉の増進は必要であることから、阿賀野川の魚介類を多食したことに伴う健康不安を抱える者を支援する施策を強化し、県としてより被害者に寄り添った施策を展開したい。

I 施策①：「阿賀野川流域健康支援手当」の創設

1 被害者団体からの要望

「福祉手当支給要綱における年代の要件（昭和 40 年 12 月 31 日以前）はノーモア・ミナマタ地裁判決を踏まえて見直してほしい。」

2 県としての考え

- ・ ノーモア・ミナマタ地裁判決では、汚染の終期は明確に示されておらず、個々の原告について個別に評価していることから、同判決を基に県独自に汚染の終期を明確に示すことは困難
- ・ 被害者団体の要望を踏まえた上で、更なる福祉の増進は必要であることから、福祉手当の支給要件を見直すことは現時点においてはできないが、阿賀野川の魚介類を多食したことに伴う健康不安を抱える者を支援するための施策を強化し、県として被害者に寄り添った施策を展開したい。

3 新手当の詳細について

(1) 手当の名称について

第 16 回審議会において、手当の名称について「健康不安者支援手当」としてお示ししたが、当該審議会での議論、庁内での調整の結果、手当の名称を「阿賀野川流域健康支援手当」とする。

【理由】

- ① 「健康不安」という言葉が「新潟水俣病患者」ではない新たなカテゴリーを創設したという誤解を生む可能性がある。
→ 県としては、条例で定義しているとおり「メチル水銀が蓄積した阿賀野川の魚介類を摂取したことにより、通常のレベルを超えるメチル水銀にばく露した者であって、水俣病の症状を有する方」は新潟水俣病患者と考えている。
- ② その上で、今日の社会においても水俣病への偏見・差別を恐れて声を上げにくい現状がある。

③ そういった方々も含めて、健康不安の軽減や健康の維持増進を県として支援し、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現することが本手当の目的であること。

(2) 本手当の趣旨

福祉手当の支給対象とならない S41 以降に阿賀野川の魚介類を多食したことに伴う健康不安は、多食していない者と比して、大きいものと推察されることから、水俣病の被害者を社会全体で支えるという条例の理念に則り、阿賀野川流域地域全体の健康を支援し、福祉向上を図る。

(3) 手当の支給対象者

S46. 12. 31 以前に 1 年以上阿賀野川の魚介類を多食したことにより健康に不安を感じる者のうち、新潟県が実施する国補助事業の健診事業を受診した者。(福祉手当受給者は除く)

(4) 支給要件

・ 第一要件：健診の受診

福祉手当の受給に当たっては、医師の診断を必要としていることから、当該手当においては、健診事業における健診を受診することを要件とし、健診の受診促進を図る。

・ 第二要件：健康不安の軽減に資する取り組みへの参加

健診受診後の更なる健康不安の軽減を後押しするため、県や市町村が実施する健康教室へ参加すること。

(5) 手当額：最大 38,000 円

	支給方法	
第一要件	25,000 円 (健診受診に係る手当＋健康不安の軽減に資する諸雑費)	健診受診をもって支給
第二要件	13,000 円 (健康不安の軽減に資する諸雑費)	健康教室への参加をもって支給
合計	38,000 円	

(6) 今後のスケジュールについて

健診受診に当たっては、事業への登録が必要

4 月～6 月：県 HP や、広報紙、流域市町の広報紙、相談窓口で事業の周知
健診事業への登録開始

7 月：健診受診の案内開始

II 施策②：「福祉手当」の増額改定（月 7,000 円→月 8,000 円）

近年の物価上昇等の状況を踏まえ、新潟市における消費者物価指数の変動を基に、現行月 7,000 円の福祉手当を月 8,000 円に増額する。